

短期給付の制度改正

出産費等の請求方法の変更 (直接支払制度導入)

緊急の少子化対策の一環として、予めまとまった現金を用意することなく出産が行えるように、平成21年10月1日より出産費等の直接支払制度が導入されました。



直接支払制度とは…

この制度は組合員と医療機関等との間で、出産費等の支給申請及び受取について代理契約を結ぶことにより、**医療機関等が出産費等の額(上限42万円、産科医療補償制度対象外の場合は39万円)を限度として、保険者(共済組合)に直接支給申請し、支払いを受ける**というもので、組合員が出産費用を医療機関窓口で支払う経済的負担が軽減されました。

なお、この「直接支払制度」の適用を希望されない場合は、これまでどおり共済組合に請求していたければ、従前どおり組合員に対して給付が行われます。

また、医療機関によっては、「直接支払制度」に対応していないこともありますので、出産を予定されている医療機関でご確認ください。

(1) 直接支払制度を利用した場合

① 出産費用が上限「42万円」を超える場合

「直接支払制度」を適用し、出産費用が42万を超えた場合、その超過額については組合員ご自身が医療機関にお支払いください。

② 出産費用が上限「42万円」に満たない場合

「直接支払制度」を適用し、出産費用が42万に満たなかった場合には、出産費等の額と直接支払に充当された額の差額を共済組合から組合員に給付します。

★ 出産費等附加金及び出産費等の差分額(内払金)については「直接支払制度」の対象外となりますので、共済組合に下記書類を提出し請求してください。

(提出書類)

- ・ 出産費・家族出産費等内払金支払依頼書(石川支部のホームページからダウンロードできます。)
- ・ 医療機関等が発行する出産費用の内訳を記した明細書・領収書の写し
(産科医療補償制度加入医療機関の場合、その証明となるスタンプ印のあるもの)
- ・ 医療機関等が発行する直接支払制度に係る合意文書の写し
(例:合意文書名「出産育児一時金の医療機関直接支払制度について」)

(2) 直接支払制度を利用しなかった場合

医療機関等窓口でかかった費用全額支払ってください。

共済組合に下記書類を提出し、出産費等の請求を行ってください。

(提出書類)

- ・ 出産費(家族出産費)・同附加金請求書(石川支部のホームページからダウンロードできます。)
- ・ 医師又は助産師が発行した出生証明書(原本)
- ・ 医療機関等が発行する出産費用の内訳を記した明細書・領収書の写し
- ・ 医療機関等が発行する合意文書の写し

育児休業手当金の支給方法の変更 (復職後支給分の統合) H22.4月施行

法改正により、平成22年4月1日以降に育児休業を開始する組合員の育児休業手当金は「休業中の支給分」に「復職6月経過後の支給分」を統合して支給することとなりました。

なお、平成22年3月31日までに育児休業を開始されている方については、従前どおり「休業中の支給分」と「復職6月経過後の支給分」に分けて支給されます。

【現行】

「休業中支給分」と「復職6月経過後支給分」に分けて支給

- ・休業中支給分……月単位で支給
掛金の基礎となった給料の月額×1/22×30/100×1.25×給付日数
- ・復職6月経過後支給分……一括で支給
掛金の基礎となった給料の月額×1/22×20/100×1.25×給付日数



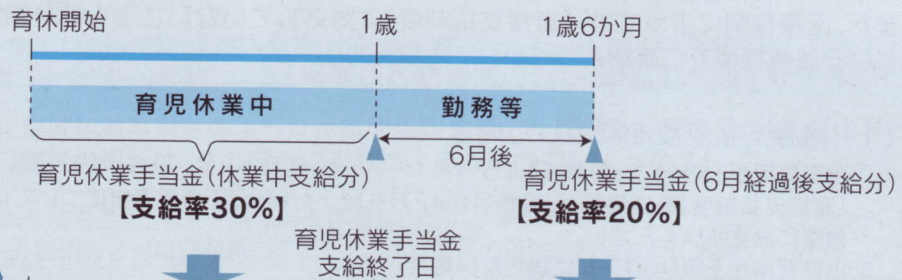
【改正後】

復職6月経過後支給分を廃止し、休業中支給分に統合して月単位で支給

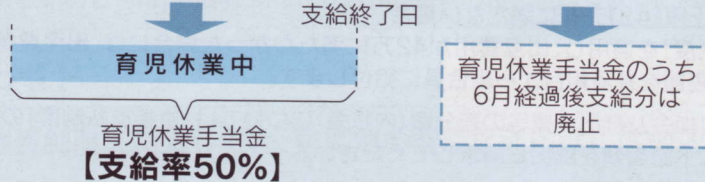
掛金の基礎となった給料の月額×1/22×50/100×1.25×給付日数

* 現行の育児休業手当金の総支給率50%については、平成22年3月31日までの適用とされていましたが、「当分の間」継続されることになりました。

《現在の支給方法》



《改正後の支給方法》



育児休業中の掛金免除について —忘れずに申し出を—

育児休業を取得される方は、共済組合へ申し出ることによって、育児休業初日の属する月から育児休業を終了する日(若しくは当該育児休業に係る子が3歳に達する日)の翌日の属する月の前月までの掛金が免除されます。

また、3歳未満の子を養育する組合員が、育児部分休業又は育児短時間勤務を取得したことにより、給料が減額された場合は、減額となった給料に係る長期掛金のみが免除されます。

(※掛金を免除しても、将来受け取る年金額に影響はありません。)

▼掛金免除の申し出方法

- 提出書類：『育児休業等掛金免除・育児部分休業等掛金免除申出書』
(※上記『申出書』は、石川支部のホームページからダウンロードできます。)
- 提出時期：育児休業初日の属する月
(ただし、申し出日・所属所長証明日は育児休業初日以降の日を記入ください)

※育児休業期間に変更(延長・短縮)があった場合には、『育児休業等掛金免除変更・育児部分休業等掛金免除変更申出書』を速やかに提出してください。